

福岡広域都市計画地区計画の決定（粕屋町決定）

福岡広域都市計画地区計画を以下のように決定する。

1 地区計画の方針

	名 称	大隈西地区地区計画
	位 置	粕屋町大字大隈及び大字江辻の各一部
	面 積	約12.9ha
	地区計画の目標	地区の特性を活かした物流拠点施設等の立地誘導とともに、周辺環境や景観に配慮した秩序ある新市街地の形成を目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区計画の目標に適した流通施設の立地を誘導するとともに、敷地内の緑化や、敷地境界線沿いに幅1.5mの緩衝帯緑地を施し、周辺環境との調和を図る。
	地区施設の整備の方針	① 地区内に、大型車の通行に適した区画道路を整備し、安全かつ効率的な流通団地の形成を図る。 ② 地区周辺の自然環境との調和を図るため、公園や緑地の適切な位置への配置を誘導する。
	建築物等の整備の方針	① 本地区計画の目標に適した流通団地を形成するため、建築可能な用途の制限、壁面の位置の制限を定める。 ② 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を行う。 ③ 区域内に設ける建築物は、多々良川河川沿いにおける水害防止に配慮したものとする。

2 地区整備計画

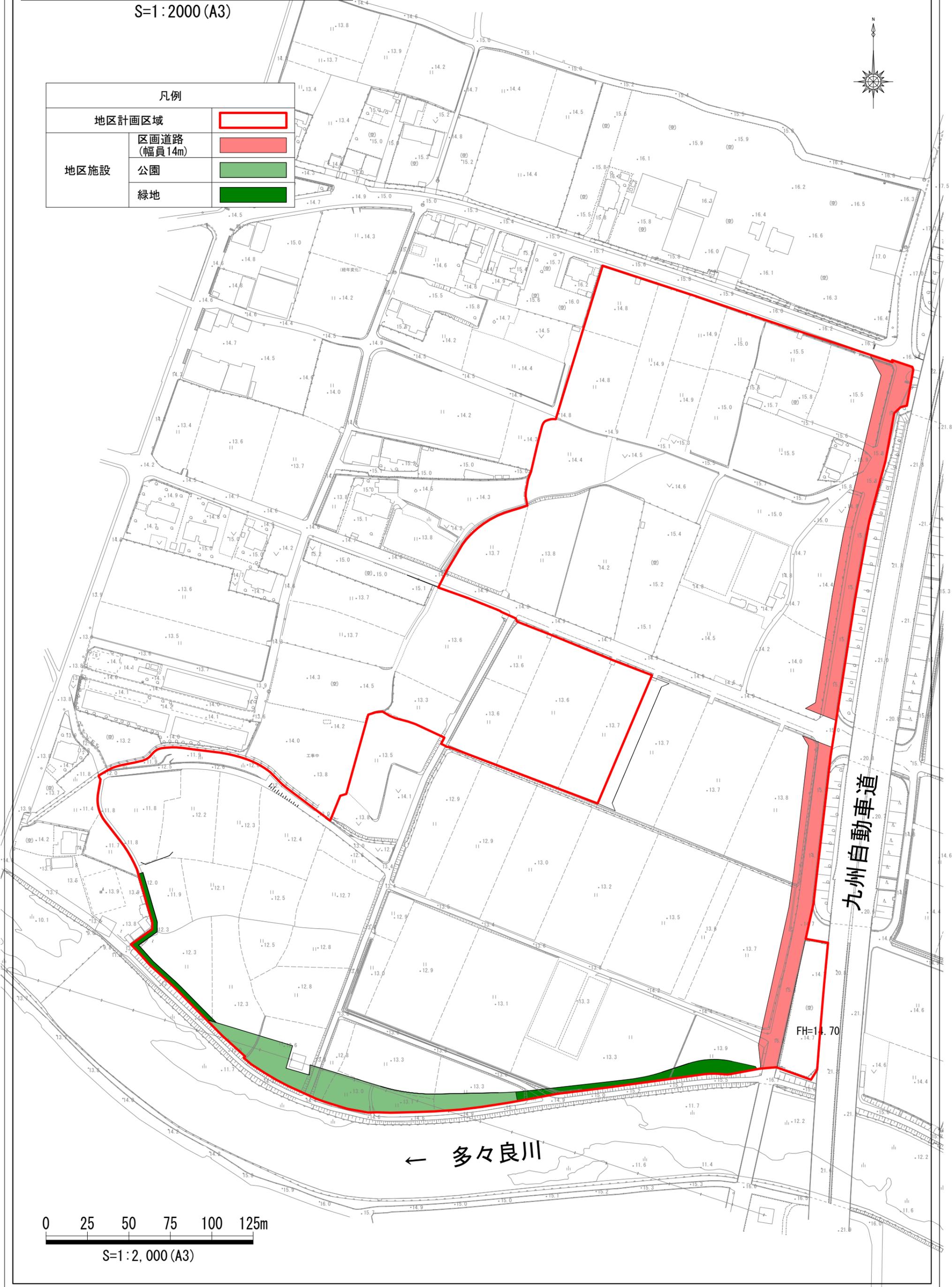
地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員14m、延長約 360m
		公園	約2,540㎡
		緑地	約1,080㎡
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倉庫 2. 工場(法別表第2(と)項第三号、(ぬ)項第三号、(る)項第一号に掲げる事業を営む工場を除く) 3. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(法別表第2(る)項第二号を除く) 4. 前各号に掲げる建築物に附属するもの
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は2.0m以上とする。</p> <p>建築物等の外観は、原色を避け、落ち着いたものとし、周辺の景観に配慮したものとする。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

計画図(大隈西地区地区計画)

S=1:2000 (A3)

凡例		
地区計画区域		
地区施設	区画道路 (幅員14m)	
	公園	
	緑地	



九州自動車道

← 多々良川

